

第3回これからの北海道立近代美術館検討会議

日時：令和4年（2022年）5月12日（木）10：00～

場所：近代美術館（Web会議システムZOOM併用）

次 第

1 開会

2 議事

- (1) これからの北海道立近代美術館検討会議開催要領の一部改正
- (2) これまでの美術館活動の検証
- (3) 新しい近代美術館のミッション
- (4) その他

3 閉会

■ 配付資料

- ・資料1 これからの北海道立近代美術館検討会議開催要領
- ・資料2 近代美術館の活動の検証（修正案）
- ・資料3 新しい近代美術館のミッション
- ・参考資料 美術館を取り巻く法体系ほか

議 事

第3回これからの北海道立近代美術館検討会議 出席者名簿

○ 構成員

所 属 ・ 職	氏 名
株式会社haku 代表取締役	菊地 辰徳 <small>まくち たつのり</small>
北海道大学 名誉教授	北村 清彦 <small>きたむら きよひこ</small>
北海道教育大学釧路校 教授	佐々木 宰 <small>ささき つかさ</small>
北海道大学大学院文学研究院 教授	佐々木 亨 <small>ささき とおる</small>
前札幌芸術の森美術館 館長	佐藤 友哉 <small>さとう ともよし</small>

(敬称略、五十音順)

○ 道教委

所 属	職	氏 名
教育庁	生涯学習推進局長 (兼)道立近代美術館担当課長	山上 和弘 <small>やまがみ かずひろ</small>
教育庁生涯学習推進局 文化財・博物館課	課 長	高見 里佳 <small>たかみ りか</small>
	課長補佐	遠藤 新理 <small>えんどう しんり</small>
	係 長	福士兼太郎 <small>ふくし けんたろう</small>
	主 任	三國 桃子 <small>みくに ももこ</small>
	主 事	宮下 直之 <small>みやした なおゆき</small>
北海道立近代美術館	副 館 長	松田 俊也 <small>まつだ としや</small>
	学芸副館長	中村 聖司 <small>なかむら せいじ</small>
	総務企画部長	豊村 洋 <small>とよむら ひろし</small>
	学芸部長	五十嵐聡美 <small>いがらしさとみ</small>
	学芸統括官	土岐美由紀 <small>ときみゆき</small>
	総務企画課長	今村ちぐさ <small>いまむら</small>

これからの北海道立近代美術館検討会議 開催要領

(令和 4 年 (2022年) 1 月 12 日 北海道教育委員会教育長決定)

(令和 4 年 (2022年) 4 月 1 日 一部改正)

1 目的

施設の老朽化が著しい北海道立近代美術館について、施設整備方針の検討が必要なことから、これまでの美術館活動を検証するとともに、今後、近代美術館に求められる役割や今後のあり方について有識者から意見を聴取するため、これからの北海道立近代美術館検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) 近代美術館の活動の検証に関する事
- (2) 近代美術館に求められる役割に関する事
- (3) 近代美術館のコンセプトや必要な機能に関する事
- (4) 近代美術館の整備の考え方、運営方法のあり方に関する事
- (5) その他、近代美術館に関し必要な事項

3 構成

検討会議は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

4 運営

- (1) 検討会議は、必要に応じて生涯学習推進局長が招集し、主催する。
- (2) 検討会議に座長を置き、生涯学習推進局長がこれを行う。
- (3) 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- (4) 座長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 その他

- (1) 検討会議の事務は、生涯学習推進局文化財・博物館課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、北海道教育委員会教育長が定める。

別表

所 属 ・ 職		氏 名
株式会社haku	代表取締役	菊地 辰徳
北海道大学	名誉教授	北村 清彦
北海道教育大学釧路校	教授	佐々木 宰
北海道大学大学院	教授	佐々木 亨
前札幌芸術の森美術館	館長	佐藤 友哉

(敬称略、五十音順)

<事務局>

所 属	職
教育庁	生涯学習推進局長兼文化財・博物館課 道立近代美術館担当課長
教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課	課長
	課長補佐
	係長
	主任・主事
北海道立近代美術館	副館長
	学芸副館長
	総務企画部長
	学芸部長
	学芸統括官
	総務企画課長

近代美術館の活動の検証（修正案）

はじめに

北海道立近代美術館は、地域性と国際性を併せ持つ総合的近代美術館の構想のもとに、昭和52年（1977年）7月、札幌市のほぼ中心部にオープンした。以来、「地域に開かれ、地域の美術文化を拓く」ことを基本理念に掲げて、収集・保存、展示、教育普及、調査研究という美術館ならではの活動を着実に積み重ねることにより、本道の美術文化の振興を担ってきた。今日、当館は広く道民に親しまれるとともに、本道はもちろん全国の美術関係者から、北海道の中核的美術館として大きな信頼と期待を寄せられている。

その一方で、間もなく築45年となる施設は、著しく老朽化が進んでいる。また、人口減少や高齢化等による地域社会の変容、デジタル化とインターネットの普及による生活の変化、多様な人々を包摂する共生社会への志向の高まり等開館時に比べ美術館を取り巻く状況は大きく変わってきており、国内外の美術館では、このような現状に積極的に対応することが広く求められている。

こうした中、今後の施設整備及び美術館の役割等に関する方針の検討を行う必要があり、ここに、これまでの美術館活動を検証することとした。

1 作品の収集・保存

(1) 収集方針

昭和48年、近代美術館の開館に向け、「新美術館収蔵作品基本方針」を策定し、系統的・計画的な作品収集を進めた。その後、昭和57年の旭川美術館設置をはじめとして、昭和63年に道立美術館5館目の帯広美術館の設置が決定したことを契機に、道立美術館相互の連携と相乗的な機能を高めるため、「北海道立美術館作品収蔵計画」（平成元年～平成10年）を策定。計画は以後10年ごとに策定し、現在は「第4期北海道立美術館等作品収蔵計画」（令和元年～令和10年）に基づき収集している。

当館が「北海道の美術」を収集方針に据えたことにより、近代以降の北海道美術の歴史を一望できるコレクションが成立したことは、地域の美術館として他に代えがたい役割を果たしたと言えよう。「北海道の美術」コレクションは、北海道出身の文化勲章受章者（山口蓬春、片岡球子、岩橋英遠）をはじめとする全国的評価を得た作家たち、地域を活動の舞台として地域の美術文化をけん引した作家たち、当館の調査研究を通して発掘された作家たちなど、幅広い作家の作品を含んでいる。また、「エコール・ド・パリ」コレクションと「ガラス工芸」コレクションは質量ともに国内有数の充実度を示しており、全国の公私立美術館の要望により巡回展が開催されている。

■収集方針と代表的な作品

収集方針	代表的な作品
○ 北海道の美術	岩橋英遠「道産子追憶之巻」
○ 日本近代の美術	横山大観「秋思」
○ エコール・ド・パリ	マルク・シャガール「パリの空に花」
○ ガラス工芸	ルイ・コムフォート・ティファニー「ランプ・きばなふじ」
○ 現代の美術	ブリジット・ライリー「アレストⅠ」

※その他の特色あるコレクションとして、16世紀から20世紀にかけてのヨーロッパの版画、歌川国貞を主とする江戸後期の浮世絵等がある。

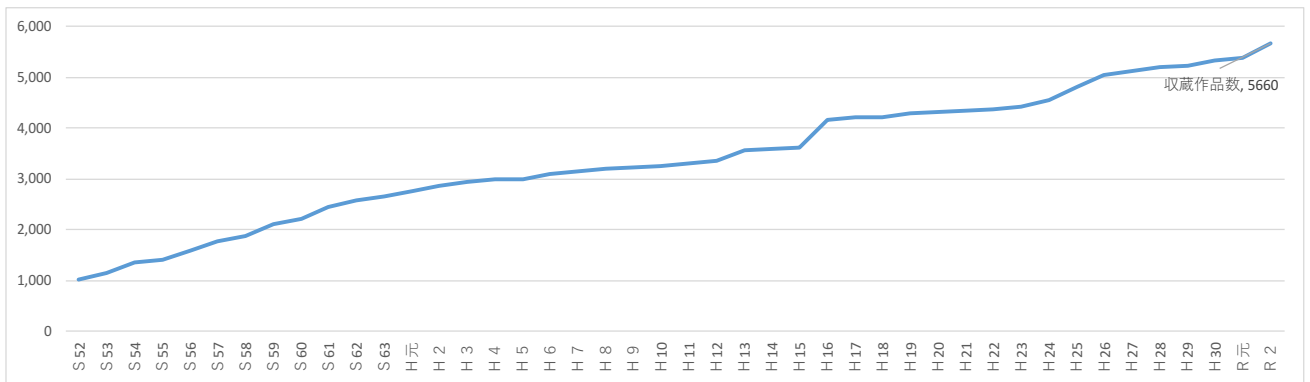
(2) 作品の収集方法

作品の収集方法は、購入（平成5年度以降は美術品取得基金による）のほか、受贈も行っており、散逸が懸念される個人所有の貴重な作品の寄贈先としての役割も担っている。

■近代美術館の種類別収蔵作品数（R3. 3. 31現在）（単位：点）

油 彩	日本画	水彩・素描	版 画	彫 刻	工 芸	デザイン	写 真	合 計
822	281	365	2,080	112	1,718	231	51	5,660

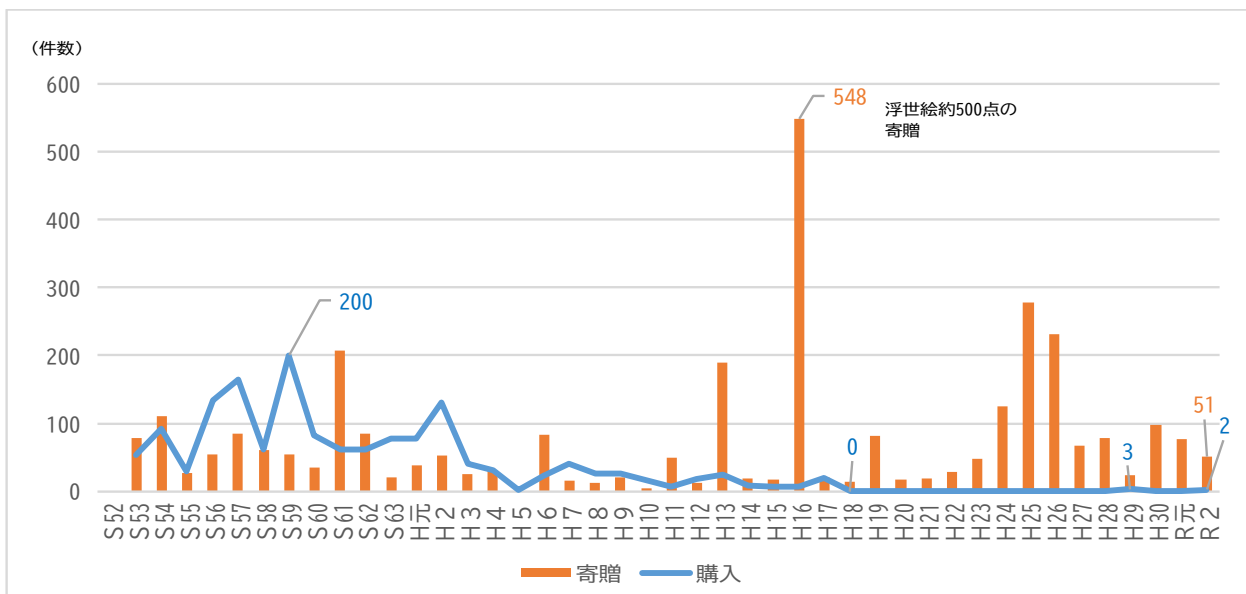
■収蔵作品数の推移



■北海道美術品取得基金及び購入の状況

基金の概要	根 拠	北海道美術品取得基金条例（平成5年3月31日条例第6号）
	目 的	道立美術館、釧路芸術館の事業の用に供する美術品を円滑かつ効率的に取得するため
	基金額	5億円

■寄贈・購入の推移（近代美術館）



(3) 収蔵作品の有効活用

道民の財産である収蔵作品については、館内における常設展示のほか、館外での移動美術館や出張アート教室における活用により、より多くの道民が収蔵作品に触れることができる機会の創出に努めている。

さらに、道立施設間での収蔵作品の貸借、道内及び国内外の美術館等からの要望に応えた貸し出しを行い、当該美術館等の展覧会の開催に貢献するとともに、北海道美術の紹介や道立美術館のPRにつなげている。

■主な作品貸出先

区 分	主な貸出先
道 内	各道立美術館、札幌芸術の森美術館、市立小樽美術館、木田金次郎美術館、神田日勝記念美術館、釧路市立美術館、網走市立美術館、小川原脩記念美術館、北海道美術協会、六花亭、北海道銀行、作家個展等
道 外	国立美術館・博物館、都道府県立美術館、市区町村立美術館、 私立美術館（サントリー美術館、ブリヂストン美術館、そごう美術館等）、 海外美術館（ロダン美術館、パリ市立近代美術館、デンマーク国立美術館、フィンランド国立美術館等）

(4) 課題

○ 作品購入の減少

美術品取得基金による購入は、平成18年度から平成26年度までは購入がなく、平成17年以前に比べ購入件数が減少し、主体的・計画的な収集による系統的なコレクションの形成に支障が出ている。

○ 収集方針の検討

当館が活動してきたこの40年間ほどの間に、美術に関する調査研究全般が進展し、また、サブカルチャーや絵本の展覧会が一般的になるなど、美術館が扱う領域が変化し拡張している。こうした現状への対応として、収集方針及び各収集方針の具体的対象の検討が必要となる可能性がある。

○ 収蔵庫等の狭隘化

昭和62年に第2収蔵庫を増築してから35年が経過し、作品収蔵スペースが大幅に不足するにいたった。そのためやむを得ず、収蔵庫内の廊下や展示室の一部を収蔵スペースとして用いている。

また、安全に作品の搬出入を行うための荷解室スペース、展示什器類や高所作業車などの保管スペースも同様に不足しており、今後の収集活動及び展示に影響がある状況となっている。

■収蔵庫面積

時 期	面 積	摘 要	収蔵作品数
開館（S52）	587.0㎡	第1収蔵庫	916点
増築（S63）	810.2㎡	第2収蔵庫223.2㎡	2,587点
現在（R3）	810.2㎡	展示室108㎡を収蔵庫に代用	5,660点

○ 収蔵環境の悪化

厳密な温湿度管理が求められる収蔵庫において老朽化による空調機のトラブル等の発生や当初からの断熱等の不具合による結露などがあり、収蔵環境は万全の状態ではない。

○ 作品修復の停滞

適切な状態で保存と活用を行うために修復を必要とする作品があるが、計画的な修復ができていない。

2 調査研究

(1) 調査研究

美術作品に係る調査研究は、美術館の根幹的業務の一つである。美術の研究や取扱いを専門業務とする学芸員は、その専門性を活かし、収蔵作品をはじめ広く美術について調査研究を行い、道民の幅広い興味関心に応える多彩なコレクション展や、ゴッホ展・ルノワール展等の大規模国際展、国宝等貴重な文化財の展覧会を企画するなど、調査研究の成果を展示や図録等により広く社会に還元することに努めている。

また、北海道の美術の歴史を詳しく調査し、特に近代以降の美術の流れを収集や展示を通して明らかにしてきた。その過程で、神田日勝や木田金次郎など現在では全国区の知名度がある優れた道内作家を発掘し、彼らに関する調査研究を著書にまとめるなど、地域の美術文化の姿を明らかにするとともに、そうした研究の蓄積に寄与している。

(2) 情報交換・専門性の向上

道内外の美術館の学芸員との情報交換を通して、学芸員の専門性や企画力の向上を図っている。

(3) 他館への指導助言

道内の市町村立や私立美術館に対し、作家・作品に関する情報提供や作品の取り扱いなどについて指導的役割を果たしている。

(4) 課題

○ 調査研究をより深化させるための環境の充実

学芸員がより調査研究を深化させるためには、膨大な資料を収集し、研究を進める必要があるが、そのための資料の保管場所が不足している。

○ 調査研究の成果を還元できる機会の減少

調査研究の成果を発揮できる最大の機会である自主企画展のほか、所蔵品の企画展示である常設展の実施回数が減少している。

また、調査・研究の成果を広く社会に還元する媒体であり、展覧会の記録でもある図録について、も特に自主企画展において作成が困難になっている。

3 展覧会

(1) 常設展示

近代美術館では、常設展示室において年数回、展示替えを行いながら、テーマ性を持った収集作品の紹

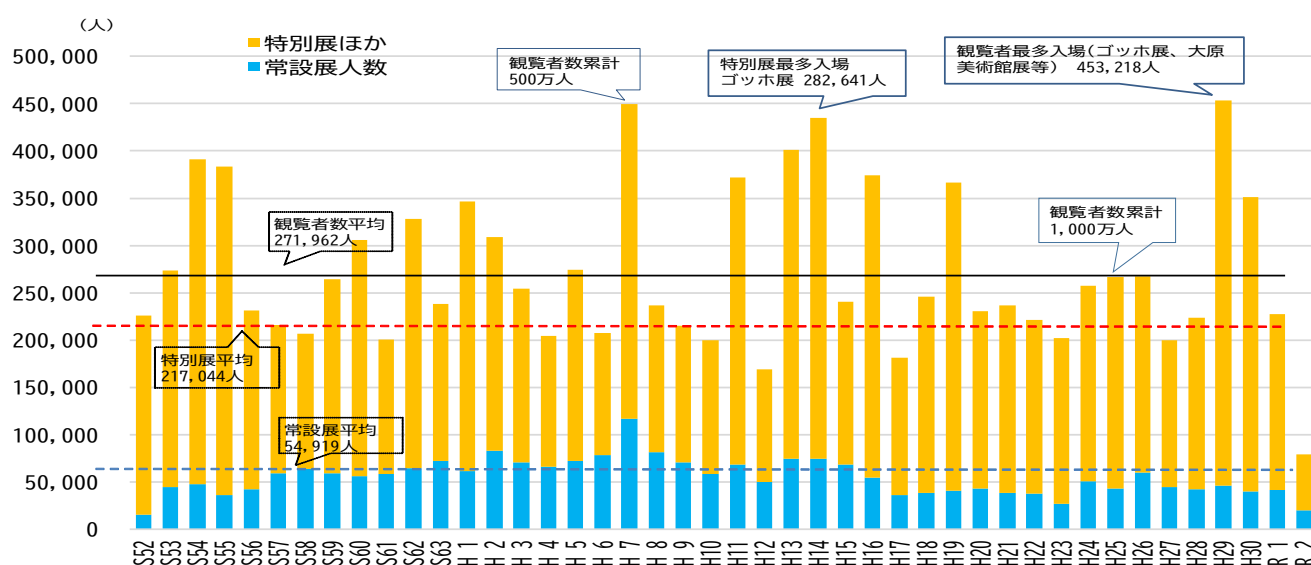
介を行っている。視覚障害者の鑑賞のための「ふれるかたち」展（彫刻など立体作品に手で触れて鑑賞）を長年行ってきたほか、収蔵作品の中から、1点を掘り下げて展示・解説する「この一点を見てほしい。」など、意欲的に取り組んでいる。

(2) 特別展示

特別展示においては、年間4～6回、近代美術館の収集方針である優れた「北海道の美術」に関する展覧会のほか、さらに幅広い視野の元、報道機関等との共催により、国宝や重要文化財を含む古美術展をはじめ、国内はもとより世界各国の多彩で優れた芸術を紹介する大規模な展覧会を開催している。

また、北海道の美術作家たちの活動の振興や、道民への様々な美術鑑賞機会の提供を目的とする展覧会を、貸館として実施している。

■ 観覧者数の状況



(3) 移動美術館

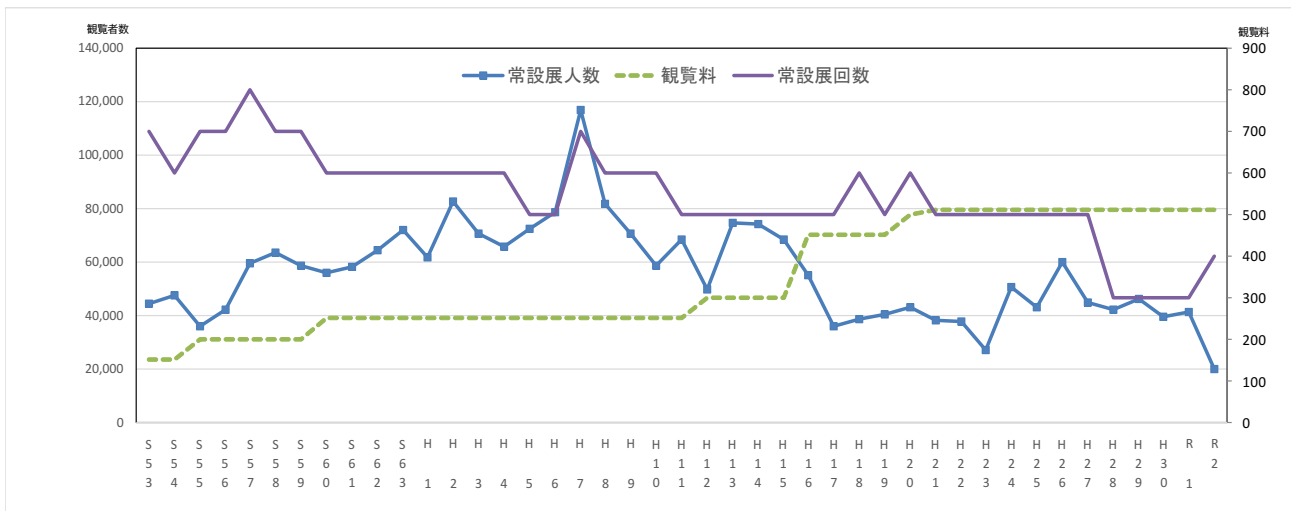
近代美術館では、地理的条件等により、美術作品の鑑賞機会が少ない地域の方々へ鑑賞機会の提供を行うため、道内市町村を訪問する移動美術展（ぐるっと美術館）を昭和53年の開館時から実施し、これまで離島を始め、102市町村で開催している。

(4) 課題

○ 常設展観覧者数の減少

常設展示では、ここ15年は観覧料の値上げや展示替え回数の減などもあり、以前に比べ観覧者数が減少している。

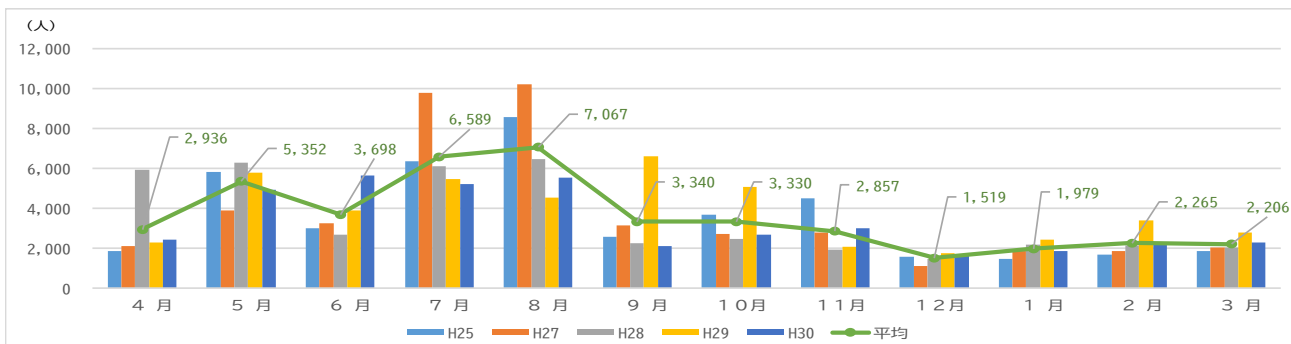
■ 常設展示の年間観覧者数



○ 観覧者の時期的な偏り

例年、冬期、特に12・1月の入場者が少ない傾向がある。

■ 常設展示の月別観覧者数



○ 収蔵作品の有効活用機会の減少

収蔵作品の活用機会である常設展示の回数が減少し、道民が多くの収蔵作品に触れることができる機会が減少している。

■ 常設展示回数（1年当たり）の推移

区分	S52～S59	S60～H10	H11～H27	H28～R元	R2～
回数	7	6	5	3	4

○ 来館者の多様なニーズ

観光客に対しては、一度きりの来館となる可能性が高いため、近代美術館でしか見ることのできない代表的なコレクションを常時展示する必要があるが、一方で、道民、特に地域住民に対しては、常に新しいテーマの展示が求められている。現在の常設展示室の面積では、双方のニーズに**十分に**応えることが**困難である**。

○ 実行委員会展のあり方の検討

実行委員会展において、これまでも報道機関等と国内外の優れた芸術を紹介する大規模な展覧会を開

催してきたが、収益が北海道の収入とならないなど、あり方について検討する必要がある。

○ 移動美術館の開催会場数の減少

平成13年度までは5会場で開催していたが、毎年市町村からの開催希望（H28～R2平均15市町村）はあるものの、年々減少し、令和2年は1会場であった。

○ 適切な展示環境の維持が困難

施設の構造上の問題や設備の老朽化により、温湿度など作品に影響を与えるおそれがあるなど、適切な展示環境の維持が困難になっている。

○ 展示用什器の保管場所の不足

作品展示のためのケースや台、パネルといった展示用什器の保管場所が足りず、通路等に置いている。

4 教育普及事業

(1) 教育普及事業

近代美術館は、大人から子どもまで道民の文化的教養を高めるための教育機関としての役割を果たすとともに、道民に美術館を身近な存在として親しんでもらうため、収集作品や展覧会に関する様々な講演会、講座、ワークショップ等を実施している。大人向けの講演や講座などのほか、夏休みなどには親子を対象にした事業を実施するなど、幅広い世代に向けた教育普及の取組を行っている。

最近では、自宅等で展覧会が楽しめる動画の配信や、来館が困難な障害児児童生徒に向けたオンライン授業などの取組も行っている。

■主な教育普及事業（令和元年度）

区 分	内 容 等	参加者数
特別展関連事業	講演会、学芸員による見どころ解説など	3,615
近美コレクション関連事業	美術講座、アーティストトーク、ぐるっと3館鑑賞ツアー（近美、三岸、知事公館）	170
ギャラリー・ツアー	ボランティアによる近美コレクションの展示解説	2,336
ミュージアム・トーク	学芸員による近美コレクションに関する講話	329
親子・子ども向け	夏のワークショップ、こども鑑賞ツアー	81
コンサート	近美や他団体主催による展示に関連したコンサート	610

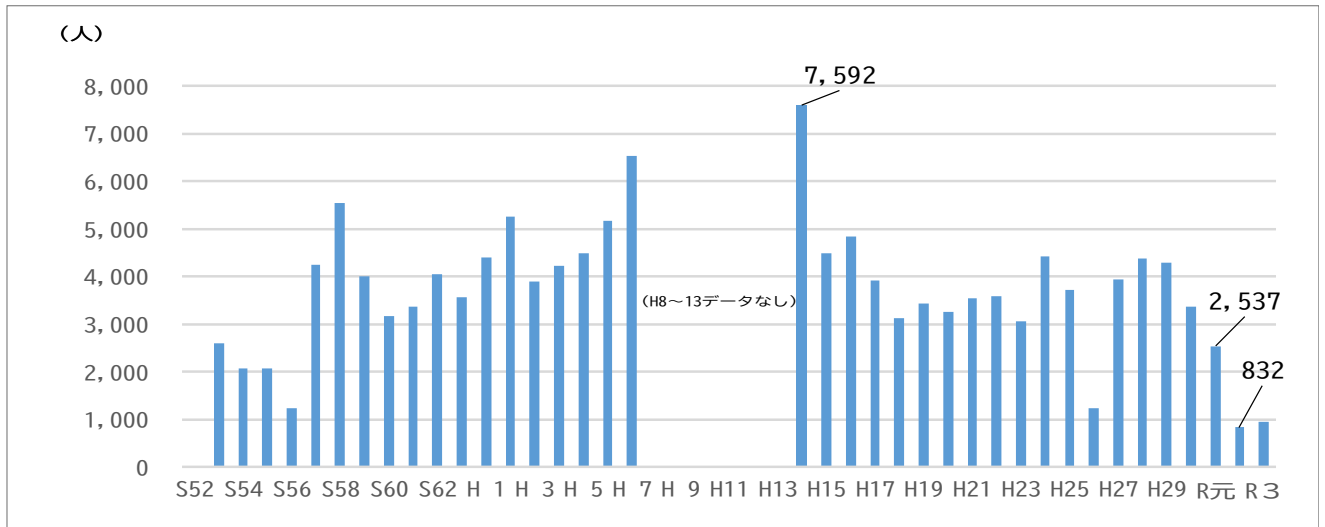
(2) 学校連携事業

ア 学校との連携

近代美術館では、総合的な学習の時間や修学旅行等における学習の場の提供のほか、学芸員が美術館の収集作品を小中学校等に持参し、児童生徒に作品を見せながら鑑賞の手ほどきを行う「出張アート教室」や夏季休業期間等における教員向けの研修を実施し、学校との連携強化を図っている。

学校の授業等で活用できる鑑賞学習支援ツールを平成31年度に作成し、学校等へ貸し出している。

■小中学生の常設展示（近美コレクション等）の来館者数の推移（S52～）



イ 大学等との連携

大学生や専門学校生等が教育活動の一環として美術館を利用して、芸術作品を鑑賞する機会を持ち、芸術文化を理解する能力を高めることを目的として、大学等が事前に年間観覧料を支払うことにより、在籍する学生は観覧料を負担することなく、常設展の観覧等ができる「北海道立美術館キャンパス・パートナーシップ制度」を導入した。

また、道立美術館では、大学の依頼により学芸員資格認定のための博物館実習生の受け入れを行っており、昭和52年から令和2年度まで731名を受け入れている。

(3) 生涯学習の場としての役割

生涯学習の場として、上記教育普及の中で実施される講演や解説などのほか、美術関連の図書や映像資料を提供するARSコーナーの設置、道民カレッジでの講座など、様々な取組を行っている。

(4) 課題

○ 教育普及事業の再構築

開館以来、「地域に開かれ、地域の美術文化を拓く」ことを理念に掲げて、子ども向け展覧会の開催等、全国的にも先進的な教育普及活動を展開してきたが、**そうした展覧会を平成30年度で廃止する**など、近年、実施事業が減少しており、ICTの活用など、教育普及事業の再構築を検討する必要がある。

○ 子どもたちが美術に触れる機会の提供

小中学校の授業における図工美術の指導時間数の減少など、子どもたちが美術に触れる機会が少なくなっていることから、機会の提供について検討する必要がある。

また、鑑賞学習支援ツールの貸出数が前年度に比べ減少した（R元：19件、R2：2件）ことを踏まえ、ツールのさらなる周知や広報を図るとともに、具体的な活用方法を現場の先生方に伝えるためのマニュアルや授業見本の製作等について、学校教育関係者を交えて検討する。

○ 教育普及のための施設設備の充実

講演会や講座などを行う講堂は、バリアフリー化など来場者の動線への配慮が不足している。**また、**

講堂と映像室は映像・音響・照明などの設備が老朽化している。図書や美術に関する映像の視聴ができるAR Sコーナーは、全体のスペースに限りがあるため、閲覧スペースを数席しか設けることができない。サービスの向上のためには、設備の更新やスペースの拡張が課題である。

5 利用者との関係

(1) 来館者アンケート

近代美術館の活動や施設等について、利用者にアンケート調査を実施した結果、近美コレクションについては約60%、特別展については約70%の人が「満足」「やや満足」と回答しており、館内表示や清潔さ・雰囲気についても、70%以上の人が「満足」「やや満足」と回答している。

また、図書コーナーやミュージアム・ショップ、喫茶・レストランについても、利用した人の半数以上が「満足」「やや満足」と回答している。

調査時期	平成30年度(2018年度)～令和2年度(2020年度)
回答者数	3,269人

※アンケート結果の詳細は、参考資料「近代美術館利用者アンケート結果」参照

(2) 広報

展覧会等の広報は、ホームページをはじめ、ポスター・リーフレットの配付、各種情報誌への掲載などを行っている。そのほか令和3年にホームページの見やすさやわかりやすさを目指して全面改修したほか、動画やツイッター、FacebookなどのSNSを活用し、展覧会の見どころなども発信している。

(3) 課題

○ 施設の老朽化等

常設展示室内で2階に上がるためには階段しかない、トイレが古い・狭い・足りないなどの苦情も多く、ボランティアの待機・活動場所が狭いなど、施設の老朽化や当初の設計に対する要望が出ている。

○ 来館者のニーズへの対応

来館者のニーズなどを分析し、これからの展覧会活動を検討する必要がある。

6 館運営

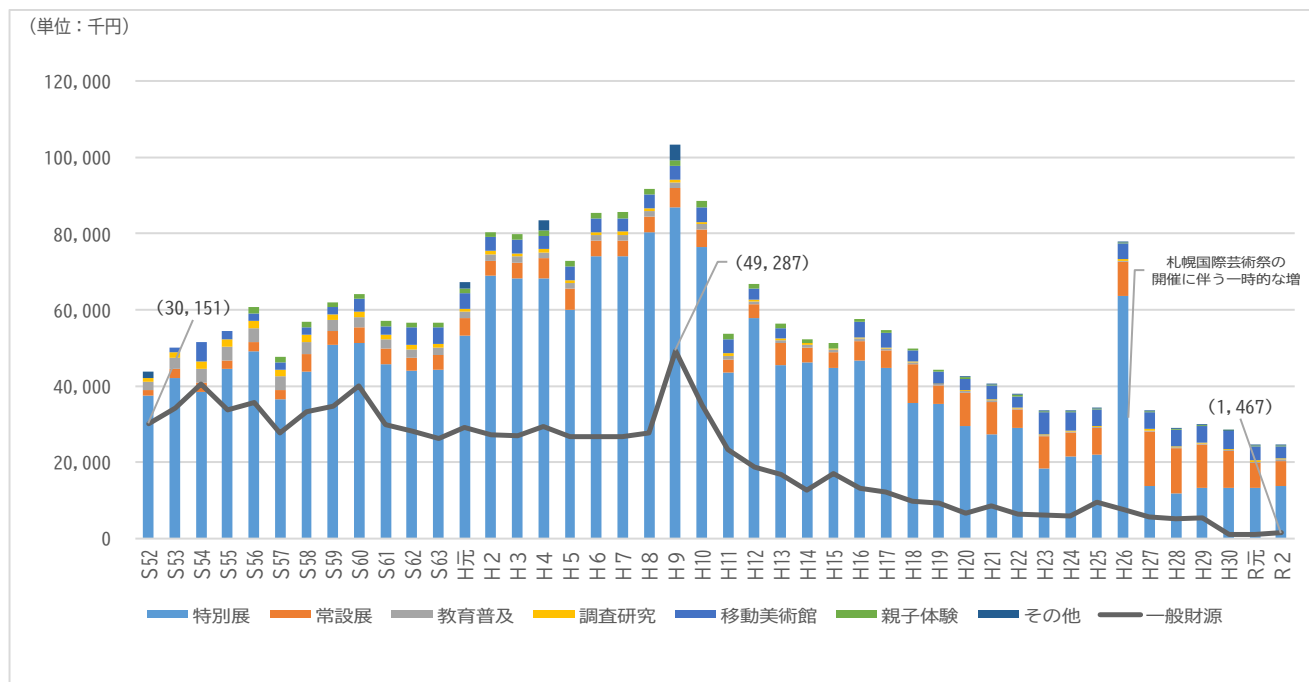
(1) 現状

道教委が直営で、館長（非常勤）ほか職員23名（学芸系職員14名）で運営しており、清掃・警備・設備管理は外部委託している。

予算は、一般財源のほか、観覧料・貸室料・施設使用料を財源としている。

レストランは公募を行い民間事業者へ施設使用料を徴収して貸付、ミュージアムショップは北海道美術館協力会に施設使用料を徴収して貸付している。

■ 予算の推移



(2) 課題

○ 予算の縮小

事業費の縮小により、展示替え回数の減少や子ども向け特別展の廃止を余儀なくされているほか、観覧者数の減少により収入減となっている。

○ 増収策の検討が必要

事業費の財源確保のためにも、増収策を検討する必要がある。

プロセス

取組内容

本会議との関係

ミッション作成のための
検討資料作成

- 道立美術館等の学芸員(役職者以外)から意見聴取
- 近代美術館職員から意見聴取



第3回
(5/12)

今後求められる役割

求められる役割の検討

- 近代美術館案について、道教委職員との協議や意見聴取

ミッション案作成

- 検討を踏まえて、近代美術館職員がミッション案を作成



第4回
(6月)

新美術館のコンセプト、
必要な機能

- アンケートや施設整備に関するステークホルダーからの意見聴取の際に、あわせて意見聴取



第5回～第7回

適宜、意見聴取

ミッション完成

第8回
(2月)

開催結果 (完成)

HPより

私たちが目指すこと



北海道立近代美術館は、地域性と国際性を併せ持つ総合的近代美術館の構想のもとに、1977年7月、札幌市の中心部にオープンしました。以来、当館では「地域に開かれ、地域の美術文化を拓く」ことを基本理念に掲げて、北海道の文化拠点として収集・保管、展示、教育普及、調査研究、地域文化の振興などの活動を展開してきました。

今日、美術館の基盤である地域社会や、美術館を取り巻く国内外の状況は、共生社会への志向やグローバル化など様々な動きのもとで大きく、急速に変化しています。当館ではこれまでの理念と活動実績を踏まえつつ、こうした変化に歩を合わせながら、誰もが心ゆたかにアートに触れられる憩いと学びの場として、さらなる進展を目指します。

2021年6月

私たちが取り組むこと

ここにしかないホンモノを：収集と保管

5つの収集方針に基づき、近年のアート・シーンも広く視野に入れながら、系統的で独自性ゆたかなコレクションの形成を進めます。同時に、資料の散逸防止やアーカイブ化がますます課題となってきた近年の社会的動きをふまえ、コレクションに関連する一次資料の収集と保管に取り組みます。また、保存科学におけるIPM(総合的有害生物管理)の進展などをふまえて、多様な作品を適切に保管し長く将来へ残すための環境整備に努めます。

アートに向かって開かれた、広く、やさしい入口：教育プログラム

展示やコレクション、調査研究と関連させた、美術館ならではの教育プログラムを実施します。鑑賞学習支援ツールやオンライン・プログラムなど、近年の新たな手法も活用しながら、幅広い層に多様な学習機会を提供します。

多様な美との出会いを提供：展示と発信

収蔵作品を紹介する「近美コレクション」展は、当館の個性を強く発信するものです。収集活動の継続によるコレクションの充実や調査研究活動の進展を伝え、また、作品の新たな魅力の発見を促すような展示に取り組みます。国内外のすぐれた作品を紹介する「特別展」については、古代の文化財から現代のサブカルチャーにいたる幅広い時代と分野を視野に入れて実施します。いずれの展示においても、道民の多岐にわたる鑑賞のニーズに応えるとともに、人間と文化の多様性について理解を深める機会となるように努めます。

価値を発見し、地域に還元する：調査研究

コレクションを主とした美術に関する調査研究や、美術館の運営と活動に関する調査研究などに取り組みます。その成果を展示の企画や執筆その他美術館活動全般に活用することによって、アートや美術館が生み出し得る多様な価値の発見と、その地域社会への還元を進めます。

ミッション作成のための検討用資料

1 これからの近代美術館のヴィジョン[目指す姿、目標]

都心のみどりのなかで、誰もがアートと出会い、憩い、学ぶことができる美術館。
多様な文化と文化・過去と現在を結んで、未来に向けた創造力を高める美術館。

2 ヴィジョン実現のためのキーワード

HOKKAIDOの綴りから取り出した“H”と“K”を冠する、4つのキーワード

(1) HARMONY (ハーモニー=調和)

都心のみどりのなかで、誰もが憩い、学ぶ美術館になる。
人と自然の調和のシンボルとなる。

都心にありながらみどりに恵まれた立地を活かして、誰もが自然とアートの世界を往還しながら憩い、学ぶことのできる美術館になる。厳しくも豊かな自然環境に生きる北海道民の英知が込められた、人間と自然の調和のシンボルとなる。

(2) HISTORY (ヒストリー=歴史)

美と創造の歴史を伝える。
地域の美術史研究の基盤をつくる。

独創的で今日的な視点から、美術史の調査研究を行い、その成果をもとに多様な美と創造の魅力を生き生きと伝える。また、北海道の美術史について誰もが深く、多角的に探究できるための基盤をつくる。

(3) HOT (ホット=熱い、真新しい、刺激的な)

新しい美術活動を後押しする。
諸芸術が刺激し合う場をつくる。

地域の今の美術活動が持つ熱気や新しさをとらえ、そうした活動のさらなる活性化を後押しする。また、美術と他の芸術ジャンルが刺激し合う場をつくる。

(4) KIDS (キッズ=こどもたち)

こどもが、おとなを連れてくる美術館になる。

こどもが自ら楽しみ、おとなの手を引き何度も訪れたくなるような美術館となり、こどもの生の充実感を高めるとともに、将来の創作者や鑑賞者の育成を期する。

3 実現の具体的方策

キーワード

実現の具体的方策

HARMONY

都心のみどりのなかで、誰もが憩い、学ぶ美術館になる。

人と自然の調和のシンボルになる。

- ・コンセプトに沿った活動と建築デザイン。
- ・アクセシビリティの向上（バリアフリー、多言語化、インターネットによる発信の充実等）。
- ・運営と施設設備における環境への配慮。
- ・くつろぎの空間の魅力アップ（前庭と知事公館のみどり、眺めのよいロビー、カフェ、レストラン、ショップ）。
- ・幅広い層の使用に開かれた多機能ルームを設置。
- ・ボランティア等、美術館に関わる市民の活動スペースを設置。
- ・日常的なメンテナンス、修繕、更新を行いやすい施設設備。
- ・

HISTORY

美と創造の歴史を伝える。

地域の美術史研究の基盤をつくる。

- ・独創的で今日的な視点から美術史の調査研究を行い、外部研究者との協働にも積極的に取り組んで、それらの成果を展示や収集につなげる。
- ・系統的な収集と適切な保存。
- ・災害や事故からコレクションを守る施設設備。
- ・人類の美の遺産や、多様な文化に触れる機会を提供する展示。
- ・コレクションの価値を伝えるラーニング・プログラム。
- ・インターネット、出版等の活用による発信力強化。
- ・北海道の美術史に関する記録や資料を充実させ、誰もが利用可能なアーカイブとして公開。
- ・北海道の美術史の副読本の作成。
- ・

HOT

新しい美術活動を後押しする。

諸芸術が刺激し合う場をつくる。

- ・若手を発掘する企画を実施。
- ・若手・中堅作家に発表の場を提供。
- ・インターネットを活用した、イベントのライブ配信とアーカイブ化。
- ・音楽、舞踊、スイーツ等、他のジャンルとのコラボレーション。
- ・

KIDS

こどもが、おとなを連れてくる美術館になる。

- ・こどもに向けた常設ギャラリーを持ち、コレクション展示や、地域の作家と連携した企画展示を行う。
- ・こどもの成長や発達に応じた、段階的なラーニング・プログラム。
- ・こどものためのライブラリー、アトリエ、フリースペース等。
- ・

教育基本法

(社会教育)

- 第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

社会教育法

(国及び地方公共団体の任務)

- 第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

博物館法(改正後)

(目的)

- 第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)及び文化芸術基本法(平成十三年法律第百四十八号)の精神に基づき、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

新しい時代の博物館は、文化芸術基本法(2017年施行)の精神を踏まえた、文化拠点として国民生活に欠くことのできない施設であることを明確に位置づけるもの。

文化芸術基本法

(基本理念)

- 第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。
- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

博物館法(改正後)

(定義)

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)による図書館を除く。)のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。

2～4(略)

(博物館の事業)

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

三 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。※新設

四 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

五 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

六 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

七 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

八 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

九(略)

十 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

十一 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。※新設

十二 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、前項各号に掲げる事業の充実を図るため、他の博物館、第三十一条第二項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。※新設

3 博物館は、第一項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光(有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源(以下この項において「文化資源」という。)の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。)その他の活動の推進を図り、もつて地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。※新設

ICOM博物館定義(2019.9)

【現行】

博物館とは、社会とその発展に貢献するため、有形、無形の人類の遺産とその環境を、教育、研究、楽しみを目的として収集、保存、調査研究、普及、展示する公衆に開かれた非営利の常設機関である。

(公益財団法人日本博物館協会による日本語仮訳)

【改正案】

博物館は、過去と未来についての批判的な対話のための、民主化を促し、包摂的で、様々な声を耳に傾ける空間である。博物館は、現在の紛争や課題を認識しそれらに対処しつつ、社会に託された人類が作った物や標本を保管し、未来の世代のために多様な記憶を保護するとともに、すべての人々に遺産に対する平等な権利と平等な利用を保証する。博物館は営利を目的としない。博物館は開かれた公明正大な存在であり、人間の尊厳と社会正義、世界全体の平等と地球全体の幸福に寄与することを目的として、多様な共同体と手を携えて収集、保管、研究、解説、展示の活動、ならびに世界についての理解を高めるための活動を行うものである。

(公益財団法人日本博物館協会による日本語仮訳)

ユネスコ博物館定義(2015.11)

【イントロダクション】

2 ミュージアムはまた、文化の伝達、文化間の対話、学習、討議、研修の場として、教育や社会的団結、持続可能な発展のためにも重要な役割を担う。

ミュージアムは経済的な発展、とりわけ文化産業や創造産業、また観光を通じた発展をも支援する。

4 ミュージアムという語は、「社会とその発展に奉仕する非営利の恒久的な施設で、公衆に開かれており、教育と研究と娯楽を目的として人類と環境に関する有形無形の遺産を収集し、保存し、調査し、伝達し、展示するもの」と定義される。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の**障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであること**に鑑み、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第三章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設（劇場、音楽堂、**美術館**、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。）を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の**障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。**

ICOM京都大会と今後の我が国の博物館

- ICOM京都大会の全体テーマは、「Museums as Cultural Hubs:The Future of Tradition」（文化をつなぐミュージアム－伝統を未来へー）であった。より具体的なキーワードで表すならば、**sustainability（持続可能性）、diversity（多様性）、inclusion（包摂性）**などがあげられよう。

～ 栗原祐司（京都国立博物館副館長）

『博物館研究別冊』623号、2020年4月

ICOM京都大会を振り返る－成果と課題

- 今回の大会の成果として5つの決議が採択された。すなわち、SDGsの実現に向けた博物館の役割に関わる「われわれの世界を変革する：持続可能な改革のための2030年アジェンダの履行」、欧米主体に偏りがちなICOMの活動にアジア諸国の博物館・美術館が積極的にかかわることを求める「ICOMコミュニティへのアジアの参画の徹底」、ICOM京都大会が大会テーマとして掲げた「『**Museums as Cultural Hubs**』の理念の徹底」、博物館や美術館が所蔵するコレクションの次世代への継承に向けた保存・活用の研究・教育の重要性を強調する「**世界中の収蔵庫のコレクションの保護と活用に向けた方策**」、持続可能なコミュニティの発展に向けた博物館の役割の再認識を求める「博物館、コミュニティおよび持続可能性」の5つの決議である。

- このうち、ふたつ目の「ICOMコミュニティへのアジアの参画の徹底」と3つ目の「『**Museums as Cultural Hubs**』の理念の徹底」は、ICOM日本からの提案によるものであった。今後、ICOMが文字通りの世界の博物館の連合体として機能していく上で、アジアの各国、各博物館の参加が不可欠になることは言を俟たない。

「ICOMコミュニティへのアジアの参画の徹底」という決議がなされたのは時宜を得たことと考えられる。

～ 吉田憲司（国立民族学博物館長）

『博物館研究別冊』623号、2020年4月

■ 文化審議会答申「博物館法制度の今後の在り方」(2021.12.20)

2. これからの博物館に求められる役割・機能

(2) 博物館の使命と今後必要とされる機能

- 博物館制度に係る国内外の議論の動向や現代社会で求められる博物館の存在意義を踏まえると、博物館の使命と、今後ますます博物館に必要とされる機能は、以下のとおり整理される。

<使命>

- ・自然と人類に関する**有形・無形の遺産等を保存（保護）し、継承**する
- ・資料に関する**調査・研究**を行い、それに基づき資料の価値を高める
- ・資料を通じて**学びを促し**、文明や環境に関する**理解を深める**

<今後必要とされる機能の例>

- ・交流・対話、市民による創造的活動の促進と支援
- ・持続可能な未来と平和について対話・学習する機会の提供
- ・地域の福祉（健康・幸福、生活の質）の向上への貢献
- ・社会的包摂・相互理解・多文化共生への寄与
- ・地域社会の活性化

- これらを集約し、これからの時代にふさわしい、新しい博物館に求められる役割・機能として、次の5つの方向性を見出すことができる。

① 資料の**収集・保管**と文化の**継承**（「守り、受け継ぐ」）

博物館は、自然と人類に関する有形・無形の遺産を、関連する事項を含めて地域や社会から資料として体系的に収集・蓄積し、損失のリスクから確実に守るとともに、調査研究によって資料の価値を高め、未来へと継承する。

② 資料の**展示、情報の発信**と文化の共有（「わかち合う」）

博物館は、資料を系統的に展示し、デジタル化し、来場者のみならず広く情報を発信し、交流することにより、共感と共通理解を醸成するなど人びとと文化を共有する。

③ 多世代への**学びの提供**（「育む」）

博物館は、生涯学習・社会教育の拠点として、多世代の人びとへの学びの機会を提供し、現在と未来に生きる世代を育む。

④ **社会や地域の課題への対応**（「つなぐ、向き合う」）

博物館は、幅広い文化芸術活動をはじめ、まちづくりや福祉、国際交流、観光、産業、環境などの関連団体、関係者をつながりながら、社会や地域における様々な課題に向き合い、解決に取り組むことにより、持続可能な地球環境の維持、創造的で活力ある地域社会づくり、人びとの健康で心豊かな生活に貢献する。

⑤ 専門的人材の確保、持続可能な活動と経営の改善向上（「営む」）

博物館は、博物館を取り巻く幅広い業務に従事する様々な専門的人材を確保するとともに、物的、財源的な基盤を確保し、安定した経営を行うことにより持続して公益の増進を図る。また、使命の達成をめざし、評価・検証することにより、その活動と経営を改善し、価値を最大化させる。

北海道文化振興条例

(施策における配慮)

第3条 道は、文化振興施策の推進に当たっては、文化の担い手が道民であることを認識し、道民の文化活動が自主的かつ創造的に行われるよう配慮しなければならない。

第6条 道は、文化振興施策の基本となる指針（以下「文化振興指針」という。）を定めるものとする。

北海道文化振興指針

はじめに

1 文化振興の目標

(略) 北海道は、鮮やかな四季と雄大な自然に恵まれた地域です。この北海道を道民一人ひとりが心の豊かさを実感できる地域社会とするため、優れた自然環境、独自の歴史、多彩な生活様式などに根ざした個性豊かな地域文化を創造し発展させていくとともに、すべての人が文化を享受することのできる生活文化圏を築いていくことを目指します。

第1章 基本理念

1 一つひとつのまちを表情豊かにする

それぞれの地域の特色に応じた多様な文化を掘り起こし、一つひとつのまちを表情豊かにする地域文化を育てていきます。

2 地域を結び地域と世界をつなぐ

地域間の文化交流や世界の様々な文化とのふれあい・交流を進めることにより、**地域と地域を結び、地域と世界をつなぐ文化を育てていきます。**

3 自然と共生し伸びやかな文化を育む

自然とともに生きてきた先人たちの知恵や創意に学びながら、自然を守り、自然と調和のとれた伸びやかな文化を育てていきます。

4 北国らしい文化を発信する

北海道の自然、歴史、生活様式などに根ざした北国らしい個性的な地域文化を創造し、内外に誇りをもって発信していきます。

5 先人の培った文化を受け継ぎ次代に伝える

先人たちの努力によって培われてきた貴重な文化を受け継ぎ、大切に守り育て、次の世代に伝えていきます。

第3章 文化振興施策の推進

2 芸術鑑賞等広く文化に接する機会の拡充

○**道内の各地域において芸術鑑賞など広く文化に接する機会を拡充します。**

5 文化環境の整備及び充実

○博物館、**美術館**、図書館、文書館などの**各種の文化施設の機能を高める**とともに、その整備を進めます。

北海道美術館条例

(設置)

第1条 **北海道における美術の振興を図るため**、北海道立美術館を設置する。

北海道立美術館管理規則

(道立美術館の目的)

第2条 北海道立美術館は、美術に関する作品その他の資料を**収集し、保管し、展示**して教育的配慮の下に**一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い**、併せてこれらの資料に関する**調査研究**することを目的とする。

北海道総合計画 (2016~2025)

めざす姿	将来像⑦ 北海道ならではの個性あふれる地域
政策の方向性	すべての道民が、生涯を通じて文化に親しむ環境づくりを進めるため、市町村や関係機関と連携しながら、 芸術文化活動へ参加する機会や芸術鑑賞といった文化に触れる機会の充実を図る。

北海道教育推進計画 (2018~2022)

目標等	目標6 学びを活かす地域社会の実現 施策項目29 芸術文化活動の推進
施策の方向性	市町村や関係団体と連携を図りながら、 青少年等の芸術文化活動への参加機会や、より多くの道民が芸術鑑賞等の文化に触れる機会を提供 するなど、生涯を通じた芸術文化活動の推進に取り組む。

新たな教育推進計画 (2023~)

※策定作業中

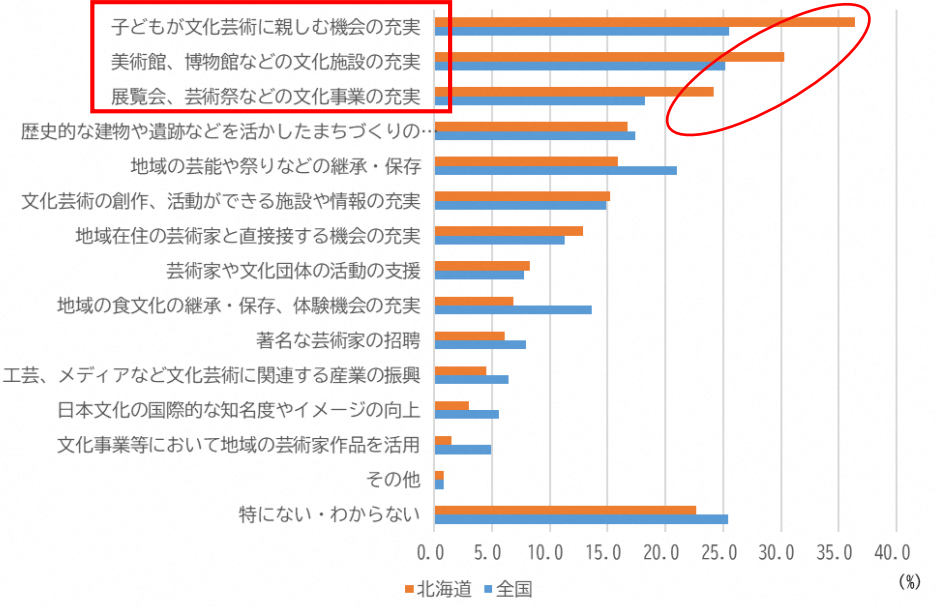
目標等	施策の柱3 地域と歩む持続可能な教育の実現 施策項目22 芸術文化活動の推進
施策の方向性	道内の美術館等が 文化発信・交流の拠点としてネットワークでつながり 、多様な 鑑賞機会の拡充や教育普及活動の充実 により、子どもたちの芸術に対する感性や郷土の歴史・文化に対する理解の深化、全ての道民が生涯を通じて、 身近で気軽に芸術文化活動を楽しめる環境づくり に取り組みます。

文化に関する世論調査（令和2年度）

《調査概要》

- 文化に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするため、文化庁が毎年度実施しているもの
- 調査対象は、全国18歳以上の日本国籍を有する者（サンプルサイズ 3,000人）
- ウェブ、パネルを用いたインターネット・アンケート調査

地域の文化的な環境を充実させるために何が必要か（R2）



文化芸術の振興により社会にもたらされる効果として期待すること（R2）

